

## 平成20年度 環境モニタリング計画(案)について

### 1 水質モニタリング計画(案)

#### (1) 平成19年度計画との変更点

平成19年度までの調査結果を踏まえ、各項目の調査回数について下記のとおり見直しすることとします。

調査地点	変更項目	調査回数	変更の理由
遮水壁内表流水・地下水 (全2地点)	シマジン、チオベンカルブ	2回/年 廃止	平成16年度以降、一度も検出されていないことによる。
現場周辺表流水・地下水 (全17地点)	カドミウム、全シアン、 総水銀、PCB、シマジン、 チオベンカルブ	1~2回/年 廃止	平成16年度以降、一度も検出されていないことによる。
ア-6 (ラグーン脇No.8井戸) 深さ 50.0m スレーナ 15.0m~50.0m	揮発性有機化合物	6回/年 4回/年	鉛直遮水壁が設置されたことから、不法投棄現場末端の地点への廃棄物の新たな影響がなくなったこと、また、平成18,19年に検出されていないことによる。
ア-9 (場内西側斜面No.15井戸) 深さ 30.0m スレーナ 4.5m~30.0m	揮発性有機化合物	12回/年 6回/年	鉛直遮水壁が設置されたこと、また、平成16年度以降、一度も検出されていないことによる。
ア-10 (中央谷下流斜面) 深さ 25.0m スレーナ 13.0m~25.0m	揮発性有機化合物	12回/年 6回/年	鉛直遮水壁が設置されたこと、平成16年度から検出されていたVOCが減少し、平成18年度からは検出されていないことによる。
ア-17 (放流支川下流)	揮発性有機化合物	12回/年 6回/年	平成17年度の浸出水処理施設稼働から、浸出水は問題なく処理されており、VOCが検出されていないことによる。
ア-31 (ラグーン上流西地下水) 深さ 20.0m スレーナ 7.0m~15.0m	揮発性有機化合物	6回/年 4回/年	鉛直遮水壁が設置されたことから、不法投棄現場末端の地点への廃棄物の新たな影響がなくなったこと、また、平成16年度以降、一度も検出されていないことによる。

(2) 平成20年度モニタリング計画(案)

調査地点

別図1及び別図2のとおり

調査回数及び調査項目

別表(平成20年度水質モニタリング計画表(案))のとおり

2 有害大気汚染物質モニタリング計画(案)(変更なし)

調査地点	調査回数	調査項目
県境界(A-1a) 敷地南側(A-1b) 敷地西側(A-1c)	4回/年	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン

調査地点は別図3のとおり

3 大気汚染物質モニタリング計画(案)(変更なし)

調査地点	調査回数	調査項目
上郷地区(A-2)	4回/年 (各回連続1週間)	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、 風向、風速、気温、湿度

調査地点は別図3のとおり

4 騒音振動モニタリング計画(案)(変更なし)

調査地点	調査回数	調査項目
上郷地区(A-2) 関地区(A-3) 田子地区(A-4)	4回/年	騒音音圧レベル 振動加速度レベル(鉛直方向) 自動車交通量

調査地点は別図4のとおり

平成20年度 水質モニタリング計画表(案)

	測定地点名 (図番号)	採取位置	生活環境項目							健康項目																	要監視		その他				備考						
			p	B	C	S	全	全	カ	全	鉛	砒	砒	総	P	四	1,2	1,1	シス	1,3	ジ	テ	1,1	ト	1,1	ベ	セ	硝	亜	ふ	ほ	ト		キ	ダ	エ	塩	電	
			H	D	D	S	素	燃	△	ン	)	素	(	水	C	化	炭	ン	ン	ロ	メ	エ	ロ	エ	ロ	エ	レ	性	性	素	素	素	素	ン	ン	類	ン	ン	率
遮水壁内	1 水質E堰堤ヒューム管(ア-3)	表流水	4	4	4	4	4	4	2	2	4	4	4	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	2 堰堤下流南側No.12井戸(ア-8)	地下水	4						2	2	4	4	4	4	2	2	2	4	4	4	4	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	2	4	4	
	3 県境-1(ア-25)	地下水	6													6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6							6	6		6	6		
	4 県境-2(ア-26)	地下水	4													4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							4	4		4	4		
	5 県境-3(ア-27)	地下水	4													4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							4	4		4	4		
	6 県境-4(ア-28)	地下水	4													4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							4	4		4	4		
	7 県境-5(ア-29)	地下水	4													4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4							4	4		4	4		
	8 県境-6(ア-25-2)	地下水	6													6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6							6	6		6	6		
周辺	9 ラグーン脇No.8井戸(ア-6)	地下水	12							6	6	6	6			2	4	4	4	2	4	4	2	2	2	4	2	2	2	2	12	2	2	2	2	12	12		
	10 場内西側斜面No.15井戸(ア-9)	地下水	12							12	12	12	12			4	6	6	6	4	6	6	4	4	4	4	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12	
	11 中央谷下流斜面(ア-10)	地下水	12							12	12	12	12			4	6	6	6	4	6	6	4	4	4	4	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12	
	12 水質Dため池(ア-11)	表流水	12	4	4	4	4	4		6		6				4	6	6	6	4	6	6	4	4	4	4	6	4	4	4	4	12	2	2	4	2	12	12	
	13 水質 境沢末端(飯豊集落)(ア-12)	表流水	4	1	1	1	1	1		1		1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	
	14 水質 湧水・牧草地(ア-13)	表流水	12	4	4	4	4	4		6		6				4	6	6	6	4	6	6	4	4	4	4	6	4	4	4	4	12	2	2	4	2	12	12	
	15 水質 湧水・遠瀬水源(休止中)(ア-14)	表流水	12	4	4	4	4	4		6		6				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	2	2	4	2	12	12		
	16 放流支川下流(ア-17)	表流水	12	4	4	4	4	4		12		12				4	6	6	6	4	6	6	4	4	4	4	6	4	4	4	4	12	2	2	4	2	12	12	
	17 杉倉川上流(BG)(ア-18)	表流水	4	1	1	1	1	1		4		4				1	4	4	4	1	4	4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	4	
	18 杉倉川下流(ア-19)	表流水	4	1	1	1	1	1		4		4				1	4	4	4	1	4	4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	4	
	19 境沢中流(ア-20)	表流水	12	4	4	4	4	4		6		6				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12	
	20 境沢県境(ア-21)	表流水	12	4	4	4	4	4		6		6				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12	
	21 熊原川(飯豊橋)(ア-22)	表流水	12	4	4	4	4	4		6		6				6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	12	4	4		4	12	12	
	22 南側県境地下水(ア-23)	地下水	12							12	12	12	12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	12	2	2	4	2	12	12	
	23 南側牧草地下流地下水(ア-24)	地下水	4							4	4	4	4			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	4	2	4	4	
	24 ラグーン上流西地下水(ア-31)	地下水	12							6	6	6	6			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	2	2	4	2	12	12	
	25 新水道水源(ア-32)	表流水	3	1	1	1	1	1		3		3				1	3	3	3	1	3	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	3	3	水道項目1回/年

表中の数字は調査回数。「1」は8月、「2」は8,12月、「3」は5,8,10月、「4」は5,8,10,12月、「6」は5,7,8,10,12,2月に実施(鉛(ろ液)及び砒素(ろ液)を除く。)

鉛(ろ液)及び砒素(ろ液)については、通常の分析で検出された場合のみ、メンブランフィルター(孔径0.45μm)でろ過した後のろ液について分析を実施。

ア-25~25-2(No.3~8)の地下水位及び電気伝導率は常時監視。ア-22(No.21)のダイオキシン類については、八戸圏域水道企業団が実施。

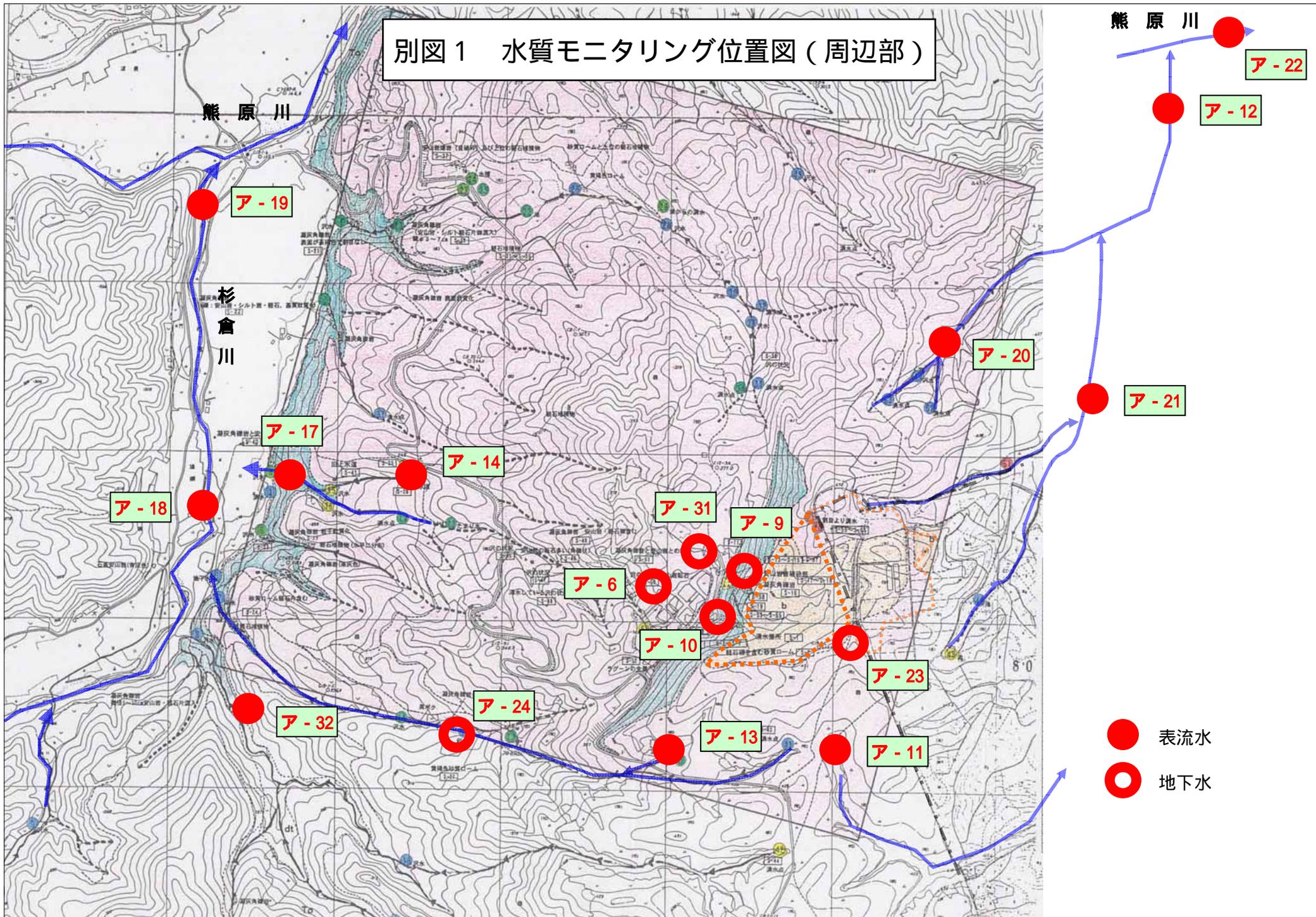
ア-32(No.25)については、水道水質基準50項目のうち、消毒副生成物に係る10項目及び味を除く39項目について、1回/年の調査を12月に実施。

水道項目一覧表(No.25新水道水源(ア - 32))

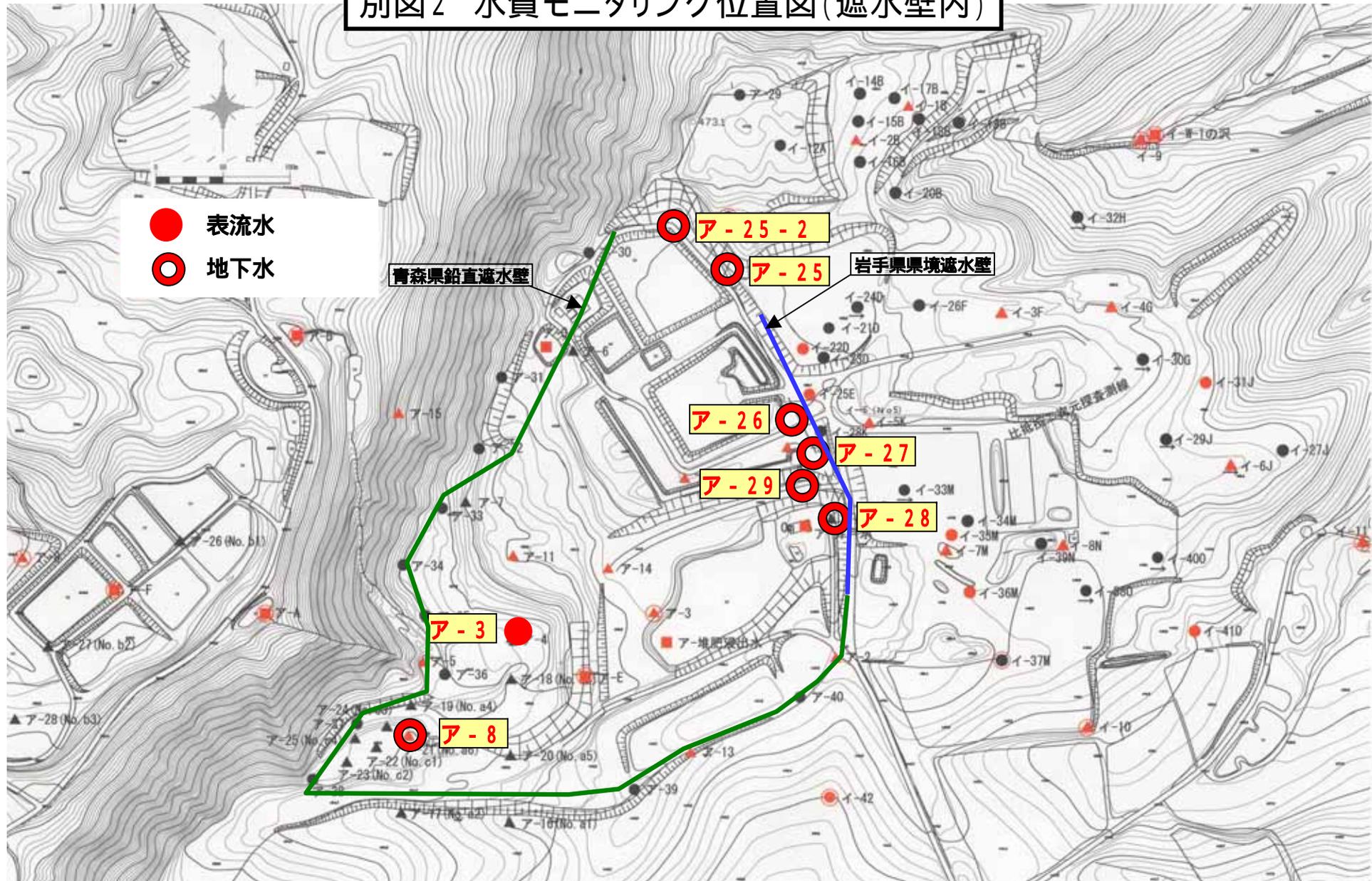
No.	項目	回数
1	一般細菌	1
2	大腸菌	1
3	カドミウム	1
4	水銀	1
5	セレン	1
6	鉛	1
7	ヒ素	1
8	六価クロム	1
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	1
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1
11	フッ素	1
12	ホウ素	1
13	四塩化炭素	1
14	1,4-ジオキサン	1
15	1,1-ジクロロエチレン	1
16	シス1,2-ジクロロエチレン	1
17	ジクロロメタン	1
18	テトラクロロエチレン	1
19	トリクロロエチレン	1
20	ベンゼン	1
21	亜鉛	1
22	アルミニウム	1
23	鉄	1
24	銅	1
25	ナトリウム	1
26	マンガン	1
27	塩化物イオン	1
28	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1
29	蒸発残留物	1
30	陰イオン界面活性剤	1
31	ジェオスミン	1
32	2-メチルイソボルネオール	1
33	非イオン界面活性剤	1
34	フェノール類	1
35	有機物(TOC)	1
36	pH値	1
37	臭気	1
38	色度	1
39	濁度	1

消毒副生成物10項目及び味を除く39項目。

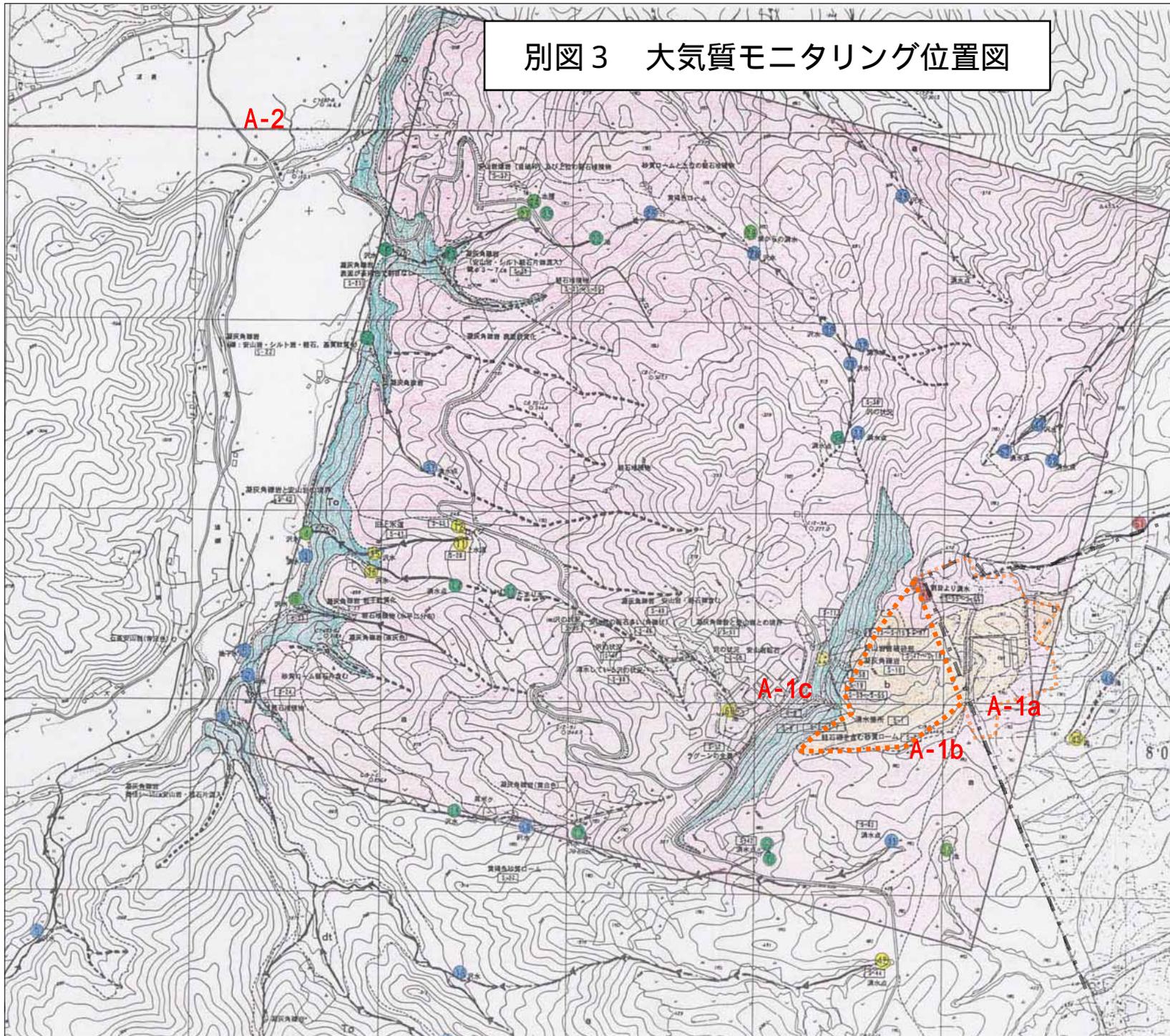
別図1 水質モニタリング位置図(周辺部)



別図2 水質モニタリング位置図(遮水壁内)



別図3 大気質モニタリング位置図



別図4 騒音振動モニタリング位置図

